

○木祖村空き家情報登録制度要綱

(平成27年10月20日要綱第27号の14の1)

改正 平成29年12月6日告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木祖村内における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲を目的とする共同住宅の建物は除き、しらかば平別荘地の建物は含むものとする。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売買又は賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、村内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の空き家の取引を規制するものではない。
(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。

4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適切と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録所有者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 村長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から3年を経過したとき又は「空き家バンク」登録取消し願い書（様式第5号）の提出があったときは、当該空き家バンク登録台帳から登録を削除するとともに、

「空き家バンク」取消し通知書（様式第6号）を登録所有者に通知するものとする。ただし、登録から3年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

（利用希望者の登録の申込み）

第7条 空き家バンクによる利用希望者に関する登録を受けようとする者は、「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）により、村長に申し込むものとする。

2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書（様式第8号）により、当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届書（様式第9号）を村長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 第11条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。

(3) 申込み内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。

(5) 利用登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合はこの限りではない。

(6) その他村長が適当でないと認められたとき。

（情報提供）

第10条 村長は必要に応じて登録所有者及び利用登録者に対して、空き家バンク登録台帳及び空き家バンク利用登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

（空き家バンク利用の申請要件）

第11条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在し、木祖村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調（自治会加入）して生活できる者

(2) 登録しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 税、料金等の滞納がないこと。

(4) その他村長が適当と認められた者

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第12条 空き家バンクを利用しようとする利用登録者は、「空き家バンク」利用申込書（様式第11号）及び誓約書（様式第12号）に希望物件の番号（第4条の規定

により登録された登録番号をいう。) 、その他必要な事項を記入し、村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たす者と認めるときは、当該希望物件の登録所有者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録所有者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対して同様とする。

3 前項の通知を受けた登録所有者又は登録所有者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者に回答し、村長へその回答内容を報告するものとする。

(登録所有者と利用登録者の交渉等)

第13条 村長は、登録所有者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報保護)

第14条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による登録台帳に記載された個人情報の取扱いについては、木祖村情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成12年木祖村条例第5号）に定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則(平成29年12月6日告示第32号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1(第4条関係)

「空き家バンク」登録申し込み書

[別紙参照]

様式第2(第4条関係)

登録カード

[別紙参照]

様式第3(第4条関係)

「空き家バンク」登録完了書

[別紙参照]

様式第4(第5条関係)

「空き家バンク」登録変更届書

[別紙参照]

様式第5(第6条関係)

「空き家バンク」取消し願い書

[別紙参照]

様式第6(第6条関係)
「空き家バンク」取消し通知書
[別紙参照]

様式第7(第7条関係)
「空き家バンク」利用登録申込書
[別紙参照]

様式第8(第7条関係)
「空き家バンク」利用登録完了書
[別紙参照]

様式第9(第8条関係)
「空き家バンク」利用登録変更届書
[別紙参照]

様式第10(第9条関係)
「空き家バンク」利用登録取消し通知書
[別紙参照]

様式第11(第12条関係)
「空き家バンク」利用申込書
[別紙参照]

様式第12(第12条関係)
誓約書
[別紙参照]